



発行
東京都

目次

85

公 告

○令和4年定例監査（令和3年度執行分）の結果に
関する報告の公表……………（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規
定により、令和4年定例監査（令和3年度執行分）の結果
に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、山田ひろし前監査
委員及び中山信行前監査委員が関与し、伊藤ゆう監査委員
及び伊藤こういち監査委員は関与していない。

令和4年10月24日

東京都監査委員 伊藤 ゆ う
東京都監査委員 伊藤 こういち
東京都監査委員 伊藤 雄
東京都監査委員 茂 之
東京都監査委員 岩 喜美枝
東京都監査委員 松 正一郎

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務
に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われ
ているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）
に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

令和3年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実
施している事業についても対象とした。
なお、令和2年及び令和3年定例監査において、新型コロナウイルス感染症拡大防
止のため実地監査を休止した事業所のうち、本年実施することができた事業所につい
ては、令和元年度、令和2年度についても監査対象とした。
あわせて、令和3年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

令和4年1月6日から令和4年9月6日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	143	143	100.0 %
事業所	739	300	40.6 %
計	882	443	50.2 %

（注）このほか、財政援助団体3団体への実地監査を行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合規性
はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、都民の

視点に立った検証を行った。

6 重点監査事項

「新型コロナウイルス感染症対策事業1」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的状况の中、令和2年から、新型コロナウイルス感染症に対応するための医療提供体制の強化や、感染症の拡大防止の取組及び都民の生活や経済活動を支えるセーフティネットの強化に向けた取組など、様々な施策に集中的・重点的に取り組んでいる。

都は、これらの施策を迅速に実施するため、多額の予算を組み、新規事業の創設及び既存事業の拡充を行っており、こうした事業に対する都民の関心は非常に高く、予算を適正かつ適切に執行することは重要である。

一方、各局においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既存事業の休止、縮小または延期の対応を行い、それに伴う契約変更等の事務処理が発生している。

このため、令和3年定期監査に引き続き、全局を対象に、感染症対策事業及びその影響を受けた事業が効果的に行われているか、事務処理が適正・適切に行われているかについて、重点的に検証することとした。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、感染者の発見、隔離、治療に係る事務事業及び補助金・協賛金等に係る事業については、令和3年から継続して実施している行政監査において検証することとしている。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、16局に対し、92件の指摘、3件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表3及び別表4のとおりである。

指摘金額(注)は、6億712万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが2,828万余円である。

また、重点監査事項に関しては、「2 重点監査事項における指摘状況」とおりである。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘				意見・ 要望	合計	うち重点 監査事項
		歳入	歳出	財産	その他			
1	主税局	1				1	1	
2	生活文化スポーツ局		1			1	1	
3	都市整備局	3	10			13	13	3
4	住宅政策本部		1	3	2	6	6	
5	環境局		2			2	2	
6	福祉保健局		4	1		5	5	1
7	産業労働局		11			11	11	2
8	中央卸売市場		6			6	6	
9	建設局	3	10			13	13	1
10	港務局		13	1	3	17	17	
11	東京消防庁		5			5	5	
12	交通局		1			1	1	
13	水道局	1	3			4	4	4
14	下水道局		1		1	2	2	2
15	教育庁	1	3			4	4	1
16	労働委員会事務局		1			1	1	
	合計	9	72	5	6	92	95	8

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和3年 合計件数
				うち重点 監査事項		
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)	2		2	2	1
	債権管理	5	1	6		1
	都税	1		1		1
	歳入 (その他)	1		1		0
歳出 (支出)	契約 (仕様・積算)	18		18	1	14
	契約 (履行確認)	8		8		5
	契約 (その他)	40	2	42	1	41
	会計処理 (歳出)	3		3	1	4
	補助金等	3		3	3	0
財産	財産管理			5		2
	物品管理	5		5		
	情報管理			0		1
	システム			0		0
その他	その他	6		6		0
	合計	92	3	95	8	74

2 重点監査事項における指摘状況

(1) 契約手続及び会計に関するもの

監査の結果、表4のとおり合計3件の指摘を行った。項番2及び3については、過去の監査において指摘した事例と類似のものであった。

(表4) 契約手続及び会計に関する指摘事項一覧

項番	指摘事項件名	局
1	見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの	福祉保健局
2	宿泊施設魅力向上専門家派遣業務委託について仕様書に基づき適正に支払を行うべきもの	産業労働局
3	概算私による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの	産業労働局

(2) 補助事業に関するもの

監査の結果、表5のとおり合計3件の指摘を行った。いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として新設された補助事業における事例であった。

(表5) 補助事業に関する指摘事項一覧

項番	指摘事項件名	局
1	乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について 交付決定を適正に行うべきもの	都市整備局
2	額の確定を適正に行うべきもの	都市整備局
3	補助要件の確認に必要な根拠資料を徴し審査を適切に行うべきもの	都市整備局

(3) 使用料の延納・選付に関するもの

監査の結果、表6のとおり合計2件の指摘を行った。

(表6) 使用料の延納・選付に関する指摘事項一覧

項番	指摘事項件名	局
1	(都立公園使用料の徴収について) 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの	建設局
2	使用料の選付手続を速やかに行うべきもの	教育庁

3 主な指摘事項

乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金において、交付決定、補助金額の確定等が適正・適切に行われていなかった。

※重点監査事項

都市整備局

都市整備局は、誰もが安心・安全に利用することができる乗合バスの整備を促進することを目的として、乗合バス車内の感染症対策に係る整備事業に対して、その導入経費の一部を補助している。この補助金について見たところ、

- ① 補助金交付申請書の関係書類として求めている資料が添付されておらず、補助対象経費の金額・仕様の根拠がないにもかかわらず、交付決定を行っている
 - ② 実績報告書の関係書類として求めている資料が添付されておらず、補助対象経費の支払が確認できないにもかかわらず、補助金の額を確定している
 - ③ 補助対象事業は、契約から支払まで一連の手続が補助事業実施期間内に行われていることを要件としているが、交付決定及び額の確定の審査等に当たって、補助要件の確認に必要な資料を備しておらず、補助対象経費であるか確認していないなどの改善すべき事例が認められた。
- そこで、補助金の交付決定、額の確定及び要件審査等を適正・適切に行うよう求めた。

精算時に委託費の内訳が記載されていないため、概算払による委託契約の精算金額が適正であるか確認できない。

※重点監査事項

産業労働局

産業労働局は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人材の確保が困難となっっている業界を対象に、企業と求職者が参加し、合同就職面接会などを行うことで当該業界への就職を促進するためのマッチングイベントの実施を委託している。

この契約に係る委託料は、概算払により受託者へ支払われ、事業終了後の精算により委託料の返還が発生していたが、その精算内容を見たところ、委託料の大部分を占める委託費の内訳が書面には記載されておらず、具体的にどのような理由で各業務に係る経費が増減して返還額が発生しているのか確認できない状況であった。

そこで、概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うよう求めた。

区との協定書において、通行橋を区へ無償譲渡することになっていたにもかかわらず、理由なく長期にわたリ譲渡手続を行っていないかった。

住宅政策本部

住宅政策本部は、区内での都営住宅建設の際に、協定書に基づき区へ無償譲渡する施設として、歩行者及び自転車用の通行橋を団地内通路の一部として設置した。その後、譲渡前に管理権限を委譲する仮引継ぎを行い、平成2年から仮引継ぎの状態のまま、区が通行橋の維持管理を行っていた。

しかし令和元年に、区から、法的根拠のない維持管理を継続することができないとの申し入れがあったため、本部は、通行橋の返還を受け入れ、令和2年度から維持管理費を負担している。

都が定める要綱においては、都が施工した施設は施設管理者である地元自治体に譲渡すると定められているとともに、協定書においても区へ無償譲渡するとされていたにもかかわらず、通行橋の譲渡手続を速やかに行わなかったことは適正でない。

また、財産管理において、区との調整状況の記録がないことや、区からの申し入れがあった際に、譲渡手続を進める機会があったにもかかわらず、対応を行わずそのまま返還を受け入れたことは適正でない。

そこで、財産管理を適正に行い、移管予定施設について適正に管理するよう求めた。

過去の監査において同様の指摘を受けたにもかかわらず、消防用設備等の点検結果で不良とされた設備等が、数年間是正されていない場があった。

中央卸売市場

中央卸売市場は、平成30年定期監査において、消防用設備等の点検結果で不良とされた設備等の是正が3つの場において行われていなかった事例について指摘を受けているが、本監査においても、2か所の場において、消防用設備等の点検で不良とされながら、数年間は正していなかった事例が認められた。

市場は、多くの人や物品が行き交う施設であり、消防用設備等は火災時の被害拡大の防止等、重要な役割を果たすものであることから、利用者の安全を確保するためにはその性能を維持しなければならない。

そこで、消防設備の不良箇所の是正が速やかになされていない状況について、市場全体として再発防止の徹底を図るよう求めた。

地方自治法に沿った契約方法の運用を限定的に適用していたため、1件400万円以上の即時性のある工事についての契約締結方法がない状態であった。

建設局

建設局において、損害が生じていないものの対応に緊急を要する河川維持工事等について、本来1件の工事として施行すべきものを、400万円未満の複数の指示工事に分割して単価契約工事(注)として施行している事例が認められた。

工事請負契約においては、設計図等により請負の目的を明確にしなければ入れを行うことができないことから、緊急の必要により設計する時間がないときは、工事施行規程に基づき、設計・起工を行わないまま工事(以下「緊急工事」という。)を行うこととなる。

局は、工事担当者が口頭で発注できる契約方式の濫用を防ぐため、緊急工事は災害等による損害が発生した場合に限定して適用するよう、局内に示していた。

しかし、このように限定すると、損害が生じていないものの設計する時間がない1件400万円以上の工事契約については締結手段がないこととなり、適正でない。

そこで、損害が生じていないものの1件400万円以上の即時性のある工事について、地方自治法に沿った契約方法を検討するよう求めた。

(注) 即時性がありかつ1件400万円未満の小規模な工事を施行するもの。

前年度行った調査委託と同じ内容の調査を、再度、単価契約工事の指示工事で行った。

建設局

建設局は、工事現場で成形する視覚障害者誘導用ブロックが、経年劣化により滑りやすくなることを把握したため、各建設事務所に調査を指示し、各所では、令和2年度までに各工区の視覚障害者誘導用ブロックの設置状況について調査委託を実施した。

南多摩東部建設事務所は、調査委託により、令和2年度に設置状況を把握していたが、令和3年度においても、道路橋梁維持工事(単価契約)により、点字ブロックの調査を行っていた。

そこで2つの調査結果を比較したところ、令和3年度の調査内容は、令和2年度の調査により把握することができ、この結果、令和3年度の調査実施分16万3,808円が不経済支出となっている。

単価契約工事は、その指示に当たり、予算管理担当や契約担当のチェックを受けず、工区の判断で施工できるものであるため、必要性を精査し適正に指示を行うよう求めた。

臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネルが剥落したにも関わらず、剥落の原因を調査しておらず、予防に必要な維持補修を行っていないかった。

港湾局

港湾局は、臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネル(幅2,625mm、高さ723,5mm、奥行き75mm、厚さ2mm、重さ約36kg)が剥落したため、臨海トンネルほか道路橋梁維持工事(単価契約)の指示工事により、新造の外壁パネルと交換した。

局は、剥落の原因を経年劣化と強風であると推定しているが、調査を行っていないため、原因は明らかとなっていない。なお、局が受注者に確認したところによると、躯体にパネルを固定するボルトの抜け、ゆるみが発見されたことである。

換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上経過しているため、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、局はこれらを行っていない。

そこで、道路や航路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について、予防に必要な維持補修を講じるよう求めた。

ウェアラブルカメラを用いた情報をリアルタイムに共有する映像位置情報共有装置の活用方法を十分に示していないため、災害活動や訓練等での活用が図られていなかった。

東京消防庁

東京消防庁は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の各会場で警戒を行うため、ウェアラブルカメラを用いて映像情報、位置情報、音声情報等をリアルタイムに共有する映像位置情報共有装置を本庁、各署及び各方面本部に配備した。

東京2020大会終了後も、共有装置を職員間の連絡調整、火災等の災害現場での情報共有等に活用することとしているが、東京2020大会後の災害活動における具体的な活用方法を各部署に十分に示しておらず、災害活動訓練において積極的に使用するよう周知も行っていないため、各部署における実働がほとんどなく、共有装置が活用されていない状況となっている。

そこで、共有装置の災害活動における具体的な活用方法を示し、災害活動や訓練等において積極的に活用するよう求めた。

4 総括

本監査では、先に述べた着眼点に基づき、都民の視点に立った検証を行った。

特に、「新型コロナウイルス感染症対策事業」については、令和3年定例監査に引き続き重点監査事項に設定し、感染症対策事業及びその影響を受けた事業が効果的に行われているか、事務処理が適正・適切に行われているかに着眼して、監査を実施した。主な指摘事項は前掲のとおりであるが、その特徴として、以下のものが挙げられる。

- ・ 行うべき契約手続を経ないまま又は、不適切な手続により、発注、支払、精算等が行われている事例
- ・ 部署間の情報連絡、指示、引継ぎ等が不適切又は、不十分であったことにより問題が生じている事例
- ・ 安全確保のための対応を早期に実施していない事例

これらの事例は、複数の局で同様に見られるとともに、過去の監査においても繰り返し指摘してきたものである。

こうした事例が生じる主な原因としては、次のことが考えられる。

- ① 契約制度や会計制度等における制度趣旨や、全庁的な事務のルールに対する理解が不足している。
- ② 組織内の相互チェック及び連携が不十分である。
- ③ 事務処理方法等に関する職員間の引継ぎや日常業務の遂行を通じた指導育成（ＯＪＴ）が不十分である。

各局においては、制度への理解を深めるための実効性ある研修の実施や、規定・マニュアル等を各部署へ確実に再周知するなど、改めて再発防止の徹底を図りたい。また、監査において示された様々な指摘事項等を踏まえ、庁内の契約・経理事務におけるリスクを改めて評価・分析し、適切な内部統制の構築と運用に取り組むことにより、事務処理の適正化を図りたい。

重点監査事項における指摘の中には、人的・時間的な余裕のなさに起因すると考えられる事例も見られたが、そうした状況下であっても、改めて、適正・適切な事務事業に努め、都民の期待・信頼に応える必要がある。

本監査の結果を参考として、各局がそれぞれの立場から一層の事務事業の改善に取り組み、もって全庁的な事務改善や都民サービスの更なる向上につなげていくことを期待する。

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局(注1)	令和4年5月9日、20日及び〇23日	
	旧 生活文化局	令和4年1月6日から26日まで	
2	旧 子育て・若年子育て準備局	令和4年5月10日から6月3日まで	
	子供政策連携室(注2)	令和4年5月9日及び〇20日	
3	総務局(注3)	令和4年5月10日から20日まで	
4	財務局	令和4年4月12日から19日まで	令和4年6月15日及び〇16日
5	デジタルサービス局	令和4年5月9日から18日まで	
6	主税局	令和4年2月2日から3月7日まで	令和4年6月13日及び〇14日
7	生活文化スポーツ局(注4)		
	旧 生活文化局	令和4年1月6日から26日まで	令和4年6月13日及び〇14日
8	旧 子育て・若年子育て準備局	令和4年5月10日から6月3日まで	
	旧 都民安全推進本部	令和4年5月9日、11日及び〇12日	
9	都市整備局	令和4年4月8日から27日まで	令和4年6月8日及び〇9日
10	住宅政策本部	令和4年4月8日から27日まで	
11	環状局	令和4年2月1日から10日まで	令和4年6月15日及び〇16日
12	福祉保健局(注3、5)	令和4年5月17日から6月9日まで	
	旧 病院経営本部	令和4年2月15日から3月3日まで	令和4年6月1日及び〇2日
13	産業労働局	令和4年5月9日から30日まで	
14	中央卸売市場	令和4年1月6日から24日まで	令和4年6月13日及び〇14日
15	建設局	令和4年2月4日から3月4日まで	令和4年6月8日及び〇9日
16	港湾局	令和4年4月8日から27日まで	令和4年6月8日及び〇9日
17	会計管理局	令和4年5月10日から13日まで	
18	東京消防庁	令和4年1月12日から28日まで	令和4年6月8日及び〇9日
19	交通局	令和4年4月7日から27日まで	
20	水道局	令和4年1月7日から2月14日まで	令和4年6月1日及び〇2日
21	下水道局	令和4年1月7日から2月3日まで	令和4年6月8日及び〇9日
22	教育庁(注3)	令和4年4月15日から6月3日まで	
23	警視庁(注3)	令和4年4月11日から20日まで	令和4年6月15日及び〇16日
24	選挙管理委員会事務局	令和4年6月11日及び〇2日	
25	人事委員会事務局	令和4年6月16日	
26	監査事務局	令和4年6月15日	
	労働委員会事務局	令和4年5月10日	令和4年6月10日

No	局	実地監査	補足監査
27	収用委員会事務局	令和4年5月11日	令和4年6月10日
28	議会局	令和4年5月17日及び18日	

(注1) 令和4年4月1日にオンラインピック・パストラインピック準備局及び生活文化局の事業の一部が移管
 (注2) 令和4年4月1日に政策企画局の事業の一部を移管し設置
 (注3) 大島支庁管内の事業所は、令和4年4月25日から28日まで、八丈支庁管内の事業所は、令和4年4月18日から20日まで実査
 (注4) 令和4年4月1日にオンラインピック・パストラインピック準備局の事業の一部及び都民安全推進本部が移管し改組
 (注5) 令和4年7月1日に病院経営本部が移管

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、計画調整部、外務部、戦略事業部、オンラインピック・パストラインピック調整部	7
2	子供政策連携室	子供政策連携推進部	1
3	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部 経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	8 公文書館、大島支庁、八丈支庁
4	財務局	総務部、戦略部、デジタルカービズ推進部、デジタル基盤整備部	4
5	デジタルカービズ局	総務部、戦略部、デジタルカービズ推進部、デジタル基盤整備部	4
6	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、都税総合事務センター
7	生活文化スポーツ局	都民安全推進部、スポーツ総合推進部、スポーツ施設部	3
7	旧 生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6 東京ウイメンズプラザ、消費生活総合センター、計量検定所
		総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、基地対策部	6 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩建築指導事務所
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、基地対策部	4 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩建築指導事務所
9	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所
10	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
11	福祉保健局	総務部、企画部、指導監査部、医療政策部、保健高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部、感染症対策部	11 監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、南多摩、多摩立川・多摩小平各保健所、島しょ保健所大島・八丈各出張所、西多摩福祉事務所、秋山実務学校、諏訪学園、児童相談センター、品川・杉並・小平・足立各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター、坂南分園、府中療育センター、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、健康安全研究所、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター
		経営企画部、カービズ推進部	2 広尾・大塚・駒込・墨田・神宮・松沢各病院、多摩総合医療センター、小月総合医療センター
	旧 都民経営本部		8

No.	局	本庁の部	事業所
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	農業振興事務所(中央、西多摩、南多摩各農業改良普及センターを含む)、森林事務所、島上農林水産総合センター、家庭保健衛生、労働相談情報センター、労働相談情報センター、大崎事務所、労働相談情報センター、池袋事務所、労働相談情報センター、亀戸事務所、労働相談情報センター、国分寺事務所、労働相談情報センター、八王子事務所、中央、城北職業能力開発センター、中央、城北職業能力開発センター、高年輪習習校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、八王子校、東京障害者職業能力開発センター
13	中央卸売市場	管理部、事業部	豊洲・食肉、大田・足立、世田谷・北足立、多摩ニュータウン各市場
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩(奥多摩出張所を含む)、南多摩東部、南多摩西部、北多摩南部、北多摩北部各建設事務所、土木技術支援、人材育成センター、東部、西部各公園緑地事務所、江東治水事務所
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨港開発部、港湾整備部、離島港湾部	東京港湾事務所、東京港湾建設事務所(高潮対策センターを含む)、調布飛行場管理事務所
16	会計管理局	管理部	1
17	東京消防庁(注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防、整備部、救急部、オリンピック・パトラニック競技大会対策本部	第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九、第十各消防方面本部、消防学校、消防技術安全所、装備工場、航空隊、監港、赤坂、大森、目黒、玉山、中野、豊島、赤羽、板橋、原、西新井、本甲、小笠、武蔵野、調布、東村山、北多摩西部、福生、秋山各消防署 異動：日比谷各駅務管区、高島平、泉岳寺各異動管理所、日暮里、各人営業所、品川、渋谷、奥鴨、南千住、深川、有明各自動車営業所、馬込、志村、木場各車両検修場、浅草橋、三田線各電気管理所、工務事務所、志村、大島各保線管理所
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7
19	水道局	総務部、職員部、総務部、水質推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改善推進本部施設部	9

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
20	下水道局	総務部、職員部、総務部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部	8 中部下水道事務所(芝浦水再生センターを含む)、北部下水道事務所(三河島水再生センターを含む)、東部第一下水道事務所(砂町水再生センターを含む)、東部第二下水道事務所(中川・小津・葛西各水再生センターを含む)、西部第一下水道事務所(落合水再生センターを含む)、西部第二下水道事務所(みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む)、南部下水道事務所、荻ノ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、清瀬水再生センター
21	教育庁(注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、八丈出張所、東部、中部、西部各学校教育支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、工芸、上野、王子総合、足立西、日野台、立川、辻北、葛飾商業、雪谷、小山台、砂山、第五商業、大森、つばき総合、農芸、八王子東、片倉、三田、目黒、国際、上水、東大和、竹芝、大江戸、千早、高島、八王子北、多摩工業、小笠、麻布工業、広尾、第一商業、青山、総合芸術、辻原、武蔵丘、町田総合、東山、大島麻理学院各高等学校、三鷹中等教育学校
22	警視庁(注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 丸の内、万世橋、愛宕、高輪、東京湾岸、桂屋、池上、世田谷、神宮寺、原宿、四谷、高井戸、本富士、下谷、麩前、千住、綾瀬、本所、葛飾、小松川、小平、三鷹、五日市、八王子、大島、新島各警察署
23	選挙管理委員会事務局	1	
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25	監査事務局	1	
26	労働委員会事務局	1	
27	取用委員会事務局	1	
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービズ株式会社

(別表3) 局別指撒事項等一覧

局	No.	重点	区分	指撒事項件名 (※は意見・要望事項)
主税局 生活文化 スポーツ局	1		都税	隣接する二筆の土地を同一画地として認定すべきでないもの
	2		契約 (その他)	デザイン制作における校正及び検査を適切に行うべきもの
	3	○	補助金等	(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 交付決定を適正に行うべきもの
	4	○	補助金等	(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 額の確定を適正に行うべきもの
	5	○	補助金等	(乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 補助要件の確認に必要な根拠資料を徴し審査を適切に行うべきもの
	6		債権管理	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 督促を適正に行うべきもの
	7		債権管理	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 必要な情報を把握し効率的・効果的な債権管理を行うべきもの
	8		債権管理	(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) (土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき進捗管理及び指導助言を適切に行うべきもの
	9		契約 (その他)	(単価契約工事について/事業用地管理工事契約について) 単価契約により実施すべきもの
	10		契約 (その他)	(単価契約工事について/事業用地管理工事契約について) 単年度施工が困難な事業に係る適正かつ有効な対応を指導すべきもの
11		契約 (その他)	(単価契約工事について/用地管理委託について) 指示決定を適正に行うべきもの	
12		契約 (履行確認)	(単価契約工事について/用地管理委託について) 履行確認を適正に行うべきもの	
13		契約 (その他)	(単価契約工事について/測量委託について) 指示を適正に行うべきもの	
14		契約 (その他)	(単価契約工事について/測量委託について) 総価契約により実施すべきもの	
15		会計処理 (歳出)	奥岳寺駅地区埋蔵文化財発掘調査負担金に係る資金交付を適正に行うべきもの	
16		契約 (仕様・積算)	単価契約の予定数量を適切に算出すべきもの	
17		財産管理	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設を適正に管理すべきもの	
18		財産管理	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの	
19		財産管理	(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	
20		その他	管理関係が複雑な移管施設について調整を適切に実施すべきもの	
21		その他	都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの	
22		契約 (その他)	(テナントの補償等調査委託契約について) 搬送の根拠となる依頼書等を通関に徴取すべきもの	
23		契約 (その他)	(テナントの補償等調査委託契約について) 死傷の受取状況を確認できるよう証拠書類等の徴取を適切に行うべきもの	

(別表3) 局別指撒事項等一覧

局	No.	重点	区分	指撒事項件名 (※は意見・要望事項)
福祉保健局	24	○	契約 (仕様・積算)	見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの
	25		契約 (その他)	業務フロー及びチェック体制を見直し資金前渡及び契約の手続を適正に行うべきもの
	26		契約 (その他)	補修工事に係る契約手続を適正に行うべきもの
	27		契約 (その他)	委託契約における再委託の取扱い等を適切に行うべきもの
	28		財産管理	公有財産の貸付け等について適漏なく公有財産台帳に登録すべきもの
	29		債権管理	※効果的な債権管理の在り方について
	30	○	契約 (その他)	宿泊施設難力向上専門家派遣業務委託について仕様書に基づき適正に支払を行うべきもの
	31	○	会計処理 (歳出)	概算払による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの
	32		契約 (履行確認)	工事記録写真の提出について受注者への指導を徹底すべきもの
	33		契約 (その他)	汚水槽及び雑排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手続を適切に行うべきもの
34		契約 (履行確認)	清掃委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	
35		契約 (その他)	各月における業務内容及び金額を明らかにした内訳を受託者から徴取すべきもの	
36		契約 (仕様・積算)	(リース契約について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの	
37		契約 (仕様・積算)	(リース契約について) 月額リース料及び保守料の額をそれぞれ把握できるように仕様書を作成すべきもの	
38		契約 (履行確認)	スマートフォン実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に忠じた支払を行うべきもの	
39		契約 (仕様・積算)	野菜販売所実施設計修正委託の仕様書を適正に作成すべきもの	
40		会計処理 (歳出)	森づくり買収保証制度受付機関運営業務委託に係る概算払の精算を適正に行うべきもの	
41		契約 (その他)	※都立職業能力開発センター・校に配備するフランクシミリの賃借について	
42		契約 (その他)	(消防用設備等の維持管理について) 消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所は是正を積極的に進め、適正な消火器を設置すべきもの	
43		契約 (その他)	(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの	
44		契約 (その他)	消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行うべきもの	
45		契約 (その他)	消防設備の不良箇所の是正が速やかになされていない状況について、市場全体として再発防止の徹底を図るよう各場の指導を強化すべきもの	
46		契約 (その他)	(契約の適正な実施について) 契約の一部中止を求めた契約変更手続を速やかに行うべきもの	

中央卸売
市場

局	No.	重点	区分	指摘事項(注:※は意見・要望事項)
中央卸売市場	47		契約(その他)	(契約の適正な実施について) 委託者に対し協議結果の書面が協議過程や協議内容の全体の把握に資するものとなるよう指導すべきもの
	48	○	会計処理(歳入)	(都立公園使用料の徴収について) 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの
	49		債権管理	(都立公園使用料の徴収について) 手引を改訂し都立公園使用料の督促を行うべきもの
	50		債権管理	より効果的な河川占用料の納付指導を行うべきもの
	51		契約(その他)	(単価契約工事について) 河川維持工事単価契約の指示手続が適正に行われるよう運用を改めるべきもの (単価契約工事について) 400万円以上の即時性の高い工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの
	52		契約(その他)	(単価契約工事について) 単価契約により実施すべきもの
	53		契約(その他)	(単価契約工事について) 特殊製品組合せ費について
	54		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 工種を設定し単価を定めるべきもの
	55		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 特殊製品組合せ費について
	56		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 事業地管理工事の目的に沿って使用する材料を選定すべきもの
	57		契約(その他)	(単価契約工事について) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの (単価契約工事について) 施工内容に対し支払を適正に行うべきもの
	58		契約(その他)	(単価契約工事について) 必要性を精査し適正に指示を行うべきもの
	59		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 管理対象を適正に把握すべきもの
	60		契約(その他)	報告書の申し送り事項を漏れなく記載するよう指示すべきもの
	61		契約(その他)	(単価契約工事について) 単価契約工事の目的に沿った指示工事を行うべきもの
	62		契約(その他)	(単価契約工事について) 単価契約により実施すべきもの
	63		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 特殊製品組合せ費等について 刈草や木くずを一般廃棄物として処分することも工種を設定し単価を定めるべきもの (単価契約工事について) 特殊製品組合せ費等について 見積書により単価を設定する場合には見積書を3者以上から徴取すべきもの
	64		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 特殊製品組合せ費等について 単価契約工事における見積りによる積算を適正に行うべきもの
	65		契約(仕様・積算)	(単価契約工事について) 単価契約工事における見積りによる積算を適正に行うべきもの
	66		契約(その他)	(単価契約工事について) 使用した材料について材料費を適正に支払うべきもの
	67		その他	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの
	68		その他	消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの
	69		契約(仕様・積算)	(リース契約について) 保守対象を適切に定めるべきもの

局	No.	重点	区分	指摘事項(注:※は意見・要望事項)
港湾局	70		契約(仕様・積算)	(リース契約について) リース契約に関する契約目録の積算を適切に行うべきもの
	71		契約(その他)	(リース契約について) 月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴取すべきもの
	72		契約(その他)	委託内容の変動に伴う対価を適切に支払うべきもの
	73		契約(仕様・積算)	消費税等に関する計算を正確に行い適正な契約金額による契約を行うべきもの
	74		その他	不法放置車両の取扱いについて適切に行うべきもの
	75		財産管理	照明台帳の更新を正しく行える事務処理手順を定めるべきもの
	76		契約(その他)	(廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について) 廃棄物の収集運搬及び処分委託業務を適正に行うべきもの
	77		契約(仕様・積算)	(廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について) 複数単価契約について仕様書を通正に定めるべきもの
	78		契約(その他)	(既設広置情報共有システムについて) 災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの
	79		契約(履行確認)	(既設広置情報共有システムについて) 定期点検を仕様で定めた期間内に実施し履行確認を適正に行うべきもの
	80		契約(仕様・積算)	(既設広置情報共有システムについて) 災害時に共有装置を使用できるように点検実施方法を見直すべきもの
東京消防庁	81		契約(その他)	個人情報情報を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの
	82		契約(その他)	作業日が近接している類似の作業委託を一括して契約すべきもの
	83		契約(履行確認)	清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの
	84		契約(その他)	漏水の減量期間について、適切な判断であることを明確に示せるよう処理すべきもの
	85		契約(その他)	工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの
水道局	86		契約(その他)	再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について部内周知し、今後の事務を適切に進めるべきもの
	87		契約(仕様・積算)	委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの
	88		契約(その他)	委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払うべきもの
	89		その他	増強幹線工事の調査設計における既設幹線の再構築後の経路について標準を定めるべきもの
下水道局	90	○	会計処理(歳入)	使用料の選付手続を速やかに行うべきもの
教育庁	91		契約(その他)	(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの
	92		契約(その他)	(消防用設備等の維持管理について) 消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの

局	No.	重点	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)
教育庁	93		契約 (履行確認)	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの
	94		契約 (その他)	※都立学校の屋上・壁面緑化について
労働委員会事務局	95		契約 (履行確認)	過去のデータ除去に係る確認を適正に行うべきもの

(別表4) 区分別指摘事項等一覧

【会計処理(歳入)】

No.	重点	指摘事項件名	局
48	○	(都立公園使用料の徴収について) 都立公園使用料の納付期限を適正に指定すべきもの	建設局
90	○	使用料の還付手続を速やかに行うべきもの	教育庁

【債権管理】

No.	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	局
6		(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 督促を適正に行うべきもの	都市整備局
7		(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 必要な情報を把握し効率的・効果的な債権管理を行うべきもの	都市整備局
8		(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について) 事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき進捗管理及び指導助言を適切に行うべきもの	都市整備局
29		※効果的な債権管理の在り方について	福祉保健局
49		(都立公園使用料の徴収について) 手引を改訂し都立公園使用料の督促を行うべきもの	建設局
50		より効果的な河川占用料の納付指導を行うべきもの	建設局

【都税】

No.	重点	指摘事項件名	局
1		隣接する二筆の土地を同一面地として認定すべきでないもの	主税局

【歳入(その他)】

No.	重点	指摘事項件名	局
84		漏水の減量期間について、適切な判断であることを明確に示せるよう処理すべきもの	水道局

【契約(仕様・積算)】

No.	重点	指摘事項件名	局
16		単価契約の予定数量を適切に算出すべきもの	住宅政策本部
24	○	見積りによる価格の設定を適切に行うべきもの	福祉保健局
36		(リース契約について) リース契約に係る積算を適正に行うべきもの	産業労働局
37		(リース契約について) 月額リース料及び保守料の額をそれぞれ把握できるように仕様書を作成すべきもの	産業労働局
39		野菜販売所実施設計修正委託の仕様書を適正に作成すべきもの	産業労働局
54		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費について) 工種を設定し単価を定めるべきもの	建設局
55		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費について) 事業地管理工事の目的に沿って使用する材料を選定すべきもの	建設局

No.	重点	指図書事項名	局
56		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費について) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの	建設局
59		(単価契約工事について) 管理対象を適正に把握すべきもの	建設局
63		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費等について) 刈草や木くずを一般廃棄物として処分するとともに工種を設定し単価を定めるべきもの	港務局
64		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費等について) 見積書により単価を設定する場合に見積書を3者以上から徴取すべきもの	港務局
65		(単価契約工事について/特殊製品組合せ費等について) 単価契約工事における見積りによる積算を適正に行うべきもの	港務局
69		(リース契約について) 保守対象を適切に定めるべきもの	港務局
70		(リース契約について) リース契約に関する契約目途額の積算を適切に行うべきもの	港務局
73		消費税等に関する計算を正確に行い適正な契約金額による契約を行うべきもの	港務局
77		(廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について) 複数単価契約について見積書を適正に定めるべきもの	港務局
80		(映像位置情報共有システムについて) 災害時に共有装置を使用できるように点検実施方法を見直すべきもの	東京消防庁
87		委託内容が競争入札参加者へ正しく伝わるよう適切な仕様書を作成すべきもの	水道局

【契約(履行確認)】

No.	重点	指図書事項名	局
12		(単価契約工事について/用地管理委託について) 履行確認を適正に行うべきもの	都市整備局
32		工事記録写真の提出について受注者への指導を徹底すべきもの	産業労働局
34		清掃委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	産業労働局
38		スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に応じた支払を行うべきもの	産業労働局
79		(映像位置情報共有システムについて) 定期点検を仕様で定めた期間内に実施し履行確認を適正に行うべきもの	東京消防庁
83		清掃業務委託に係る履行確認及び指定期日の変更を適切に行うべきもの	交通局
93		建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべきもの	教育庁
95		端末のデータ消去に係る確認を適正に行うべきもの	労働委員会事務局

【契約(その他)】

No.	重点	指図書事項名(※は意見・要望事項)	局
2		デザイン制作における校正及び検査を適切に行うべきもの	生活文化スポーツ局
9		(単価契約工事について/事業用地管理工事契約について) 総価契約により実施すべきもの	都市整備局
10		(単価契約工事について/事業用地管理工事契約について) 単年度施工が困難な事案に係る適正かつ有効な対応を指導すべきもの	都市整備局
11		(単価契約工事について/用地管理委託について) 指示決定を適正に行うべきもの	都市整備局
13		(単価契約工事について/測量委託について) 指示を適正に行うべきもの	都市整備局
14		(単価契約工事について/測量委託について) 総価契約により実施すべきもの	都市整備局
22		(ライイグアの補償等調査委託契約について) 搬送の損耗となる依頼書等を適切に徴取すべきもの	環境局
23		(ライイグアの補償等調査委託契約について) 死骸の受取状況を確認できるように証拠書類等の徴取を適切に行うべきもの	環境局
25		業務フロー及びチェック体制を見直し資金前渡し及び契約の手續を適正に行うべきもの	福祉保健局
26		補修工事に係る契約手續を適正に行うべきもの	福祉保健局
27		委託契約における再委託の取扱い等を適切に行うべきもの	福祉保健局
30		〇 宿泊施設機能力向上専門家派遣業務委託について仕様書に基づき適正に支払を行うべきもの	産業労働局
33		汚水槽及び排水槽の清掃と汚泥処理の委託に係る事務手續を適切に行うべきもの	産業労働局
35		各月における業務内容及び金額を明らかにした内訳を受託者から徴取すべきもの	産業労働局
41		※都立職業能力開発センター・校に配備するプログラミンの賃借について	産業労働局
42		(消防用設備等の維持管理について) 消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するとともに不良と判定された箇所の是正を組織的かつ計画的に進めるべきもの	中央卸売市場
43		(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの	中央卸売市場
44		消防設備の不具合等への是正対応を適切に行うべきもの	中央卸売市場
45		消防設備の不具合等への是正が速やかになされていない状況について、市場全体として再発防止の徹底を図るよう各場の指導を強化すべきもの	中央卸売市場
46		(契約の適正な実施について) 契約の一部中止を含めた契約変更手続を速やかに行うべきもの	中央卸売市場
47		(契約の適正な実施について) 受託者に対し協議結果の書面が協議過程や協議内容の全体の把握に資するものとなるよう指導すべきもの	中央卸売市場
51		(単価契約工事について) 河川維持工事単価契約の指示手續が適正に行われるよう運用を改めるべきもの	建設局
52		(単価契約工事について) 400万円以上の即時性のある工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの	建設局
53		(単価契約工事について) 単価契約によらず総価契約により実施すべきもの	建設局

【契約 (その他)】

No.	重点	指図書事項(※は意見・要望事項)	局
57		(単価契約工事について) 施工内容に対し支払を適正に行うべきもの	建設局
58		(単価契約工事について) 必要性を精査し適正に指示を行うべきもの	建設局
60		報告書の申し送り事項を漏れなく記載するよう指示すべきもの	建設局
61		(単価契約工事について) 単価契約工事の目的に沿った指示工事を行うべきもの	港務局
62		(単価契約工事について) 単価契約によらず総価契約により実施すべきもの	港務局
66		(単価契約工事について) 使用した材料について材料費を適正に支払うべきもの	港務局
71		(リース契約について) 月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴収すべきもの	港務局
72		委託内容の変動に伴う対価を適切に支払うべきもの	港務局
76		(廃棄物の収集運搬及び処分委託契約について) 廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託業務を適正に行うべきもの	港務局
78		(映像位置情報共有システムについて) 災害活動時の活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの	東京消防庁
81		個人情報等を扱う業務委託契約の管理を適正に行うべきもの	東京消防庁
82		作業日が近接している類似の作業を一括して契約すべきもの	東京消防庁
85		工事契約に係る変更手続を適正に行うべきもの	水道局
86		再委託の申請と承諾に当たり本来実施すべき手続について部内周知し、今後の事務を適切に進めるべきもの	水道局
88		委託業務の対価を、業務の履行実績に基づいて支払うべきもの	下水道局
91		(消防用設備等の維持管理について) 適正な消火器を設置すべきもの	教育庁
92		(消防用設備等の維持管理について) 消火器の適正な設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの	教育庁
94		※都立学校の屋上・壁面緑化について	教育庁

【会計処理 (歳出)】

No.	重点	指図書事項(※は意見・要望事項)	局
15		泉岳寺駅地区埋蔵文化財発掘調査負担金に係る資金交付を適正に行うべきもの	都市整備局
31	○	概算私による委託契約の精算金額の確定を適正に行うべきもの	産業労働局
40		森づくり貢献認証制度受付機関運営業務委託に係る概算私を適正に行うべきもの	産業労働局

【補助金等】

No.	重点	指図書事項(※は意見・要望事項)	局
3	○	(集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 交付決定を適正に行うべきもの	都市整備局
4	○	(集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 額の確定を適正に行うべきもの	都市整備局
5	○	(集合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について) 補助要件の確認に必要な根拠資料を徴し審査を適切に行うべきもの	都市整備局

【財産管理】

No.	重点	指図書事項(※は意見・要望事項)	局
17		(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設を適正に管理すべきもの	住宅政策本部
18		(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの	住宅政策本部
19		(移管予定施設の管理の適正化について) 移管予定施設等について記録等を作成し管理を適正に行うべきもの	住宅政策本部
28		公有財産の貸付け等について遺漏なく公有財産台帳に登録すべきもの	福祉保健局
75		照明台帳の更新を正しく行える事務処理手順を定めるべきもの	港務局

【その他】

No.	重点	指図書事項(※は意見・要望事項)	局
20		管理関係が複雑な移管施設について調整を適切に実施すべきもの	住宅政策本部
21		都営住宅の事業用空き住戸の有効活用を検討すべきもの	住宅政策本部
67		臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じるべきもの	港務局
68		消防設備定期点検結果への対応を速やかに行うべきもの	港務局
74		不法放置車両の取扱手続について適切に行うべきもの	港務局
89		増強幹線工事の調査設計における既設幹線の再構築後の縮径について標準を定めるべきもの	下水道局

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和3年度の各会計の歳入歳出決算を補充する資料として作成される東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び16特別会計）及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、各局及び会計管理局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和4年8月2日及び同月3日
- ② 東京都財務諸表 令和4年8月22日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調査」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原簿等）との照合（抽出による）
 - ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、退職給与引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした27局中13局で問題点が認められた。例えば、公有財産の計上誤りが9局で30億余円、債権の計上誤りが3局で4億余円、収入未済等の計上誤りが5局で15百万余円が認められた。

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産及び重要物品の登録漏れ、過大登録等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

ところで、著作権はその他無形固定資産118億余円のうち116億余円と大部分を占めており、このうち8億余円（149件）が令和3年度中に新規登録されている。

著作権を公有財産登録すると貸借対照表のその他無形固定資産に取得価格が計上されるが、登録の際に取得事由の選択を誤ると、本来計上されるべきでない行政コスト計算書にも自動的に同額の費用とその他特別収入が計上されてしまうため、対応を検討するよう令和2年定例監査で意見要望事項としたところであり、また、著作権を公有財産登録する際の取得価格の考え方及び財務諸表への資産計上については、令和3年定例監査で意見要望事項としたところである。

これを受け、公有財産管理の所管局では各局担当者に対する研修等により適切な取得事由選択の周知を図っているが、令和3年度の新規登録について確認したところ、10局で68件63百万余円が前述のように計上されていることが認められた。

財務諸表をより正確に作成するため、各局において適切な事務処理を徹底することが望まれる。

第 3 監査の結果（各局別）

1 指節事項

（歳入）

（1）隣接する二筆の土地を同一画地として認定すべきでないもの

東京都特別区の区域内に存する固定資産（土地）の評価は、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定による「固定資産評価基準」（昭和38年12月25日付自治省告示第158号）及び都において定める「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和38年5月22日付38主課固発第174号主税局長決定）に基づき、各都税事務所が実施している。固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の土地の課税は、この評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、原則として、土地（補完）課税台帳に登録された一筆の土地を画地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を画地（以下「同一画地」という。）として認定し評価する。

ところで、葛飾都税事務所における土地の認定状況について見たところ、所は、図1の隣接する筆①及び筆②（以下「本件土地」という。）を同一画地として認定していた。

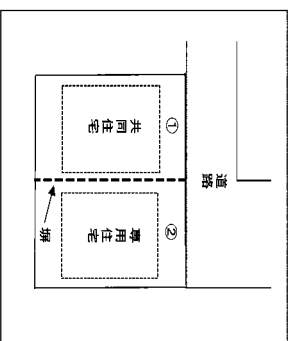
しかしながら、本件土地は一筆であった土地について分筆及び併合により区分がなされ監査日（令和4年2月14日）現在、利用状況の異なる住宅が所在しているため、本件土地を一体として利用している事実認められないにもかかわらず、所は同一画地と認定したことは適正でない。この結果、固定資産税等が、6,600円超過（注）している。

所は、同一画地の認定を適正に行われない。

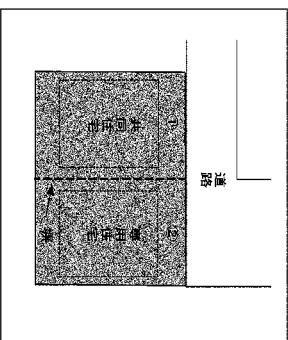
（主税局）

（図1）

（正）



（誤）網掛けは同一画地認定部分



（注）法に基づき更正できる期間（平成29年度以降）の固定資産税等の合算額

生活文化スポーツ局

都 市 整 備 局

1 指 摘 事 項

(露出)

(1) デザイン制作における校正及び検査を適切に行うべきもの
消費生活部は、令和2年度ヒヤリ・ハット調査「認知等による乳幼児の危険」の結果に基づき発行する啓発用リーフレット(ヒヤリ・ハットレポートNo.18。以下「リーフレット」という。)を作成し配布するため、表1のとおり、契約を締結している。

ところで、部は、項番3及び項番4にあるとおり、既に制作されているリーフレット(デザイン)の修正及び修正されたリーフレットを印刷するための契約を締結していた。そこで、この理由について、部に確認したところ、本件印刷物を配送する前の令和3年11月11日、部が最終確認のため、項番1の成果品の一つである版下データを確認すると、イラストの一部に、リーフレットを発行するに当たり、修正が必要と判断される箇所が見つかった。このため、急きよ、当該箇所の修正及び修正されたリーフレットを印刷する必要が生じたためである、とのことであった。

しかしながら、当該修正が必要と判断された箇所は、項番1の初稿時点において生じている。部が、初稿提出から完了検査までの約1か月間、複数回の校正を行ったものの、当該箇所の修正の必要性について検討することなく検査を合格とした結果、デザインの修正及び再印刷は行われなかったものであり、項番3及び項番4で支払った29万4,800円は、不経済支出と認められる。部は、デザイン制作における校正及び検査を適切に行われたい。

(生活文化スポーツ局)

(表1) 契約の概要

(単位:円)

項 番	契約件名	契約日	契約金額	契約相手方
		履行期限		
1	ヒヤリ・ハットレポートNo.18のデザイン制作委託	令和3.7.30	297,000	A
		令和3.10.27		
2	「ヒヤリ・ハットレポートNo.18」の印刷	令和3.10.25	291,500	B
		令和3.11.16		
3	ヒヤリ・ハットレポートのデザイン修正委託	令和3.11.18	3,300	A
		令和3.11.30		
4	ヒヤリ・ハットレポートNo.18の改訂版印刷	令和3.11.19	291,500	B
		令和3.12.10		

1 指 摘 事 項

(全庁重点監査事項) (露出)

(1) 乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金について
都市基盤部は、誰もが安心・安全に利用することができる乗合バスの整備を促進することを目的として、「令和3年度乗合バスにおける感染症対策に係る整備事業補助金交付要綱」(令和3年4月1日付2都市基調第1245号。以下「交付要綱」という。)により、乗合バス車内の感染症対策に係る整備事業に対してその導入経費の一部を補助している。交付要綱における補助対象事業及び補助対象経費については表1のとおり、補助実績については表2のとおりである。この補助金について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

(表1) 交付要綱別表における補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助率・補助限度額
飛沫感染対策	運転席仕切りアクリル板その他運転士の乗客対応時に発生する飛沫及び飛沫核等の遮断に資するものとして知事が必要と認める設備の調達等に要する費用	補助率 1/2 補助限度額 (車両1台当たり) 37,500円
換気対策	バス車内の換気機能の向上に資する設備の調達等に必要経費。ただし、外気の取り込み・排出に伴う経費に限る。	補助率 1/2 補助限度額 (車両1台当たり) 12,500円

※1 国が実施する補助金の交付を受ける場合には、当該補助金は、補助対象経費から控除する。
※2 次に掲げる費用は、補助対象経費に含まれない。
・ 契約から支払までの一連の手続が補助事業実施期間内に行われていない経費
・ 交付決定前に実施した補助事業に要する経費
(注) ※2の費用は、本件に関係する部分のみを抜粋して記載している。

(表2) 補助実績 (単位：台、円)

項番	補助対象事業者	補助対象事業	車両数	補助金額 (注)
1	A	飛沫感染対策	20	504,000
2	B	飛沫感染対策	10	375,000
3	C	換気対策	11	137,000
4	D	飛沫感染対策	136	5,100,000
		換気対策	328	1,246,000
5	E	換気対策	84	635,000
		飛沫感染対策	10	105,000
		飛沫感染対策	59	2,212,000
6	F	飛沫感染対策	10	345,000
7	G	換気対策	297	2,245,000
8	H	飛沫感染対策	100	3,750,000
		飛沫感染対策	20	750,000
9	I	飛沫感染対策	4	150,000
		換気対策	4	50,000
10	J	飛沫感染対策	100	2,150,000
11	K	飛沫感染対策	129	4,837,000
	計		1,322	24,591,000

(注) 交付決定額及び確定額は同額である。なお、以下に指觸する「ア～ク」について、都は、実地監査での指觸を受け、不足書類を徴するなど不備を解消し、補助対象経費であること、補助金額に相違がないことを確認の上、支出している。

ア 交付決定を適正に行うべきもの

交付要綱第6条において、補助対象事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び当該補助対象事業者が補助対象外事業者に該当しないこと等を誓約する誓約書に関係書類を添付して提出しなければならないとされている。

また、交付要綱第7条では、補助金の交付申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書により補助対象事業者へ通知するとされている。

そこで、交付決定について見たところ、監査日(令和4年4月27日)現在、次のとおり、適正でない事例が認められた。

(ア) 交付要綱別表(表1参照)において、「契約から支払までの一連の手続が補助事業実施期間内に行われていない経費」、「交付決定前に実施した補助事業に要する経費」は、補助対象経費に含まれない費用とされている。

部は、この「補助事業実施期間」とは、交付申請書上の「補助事業実施予定期間(業者との契約予定日から業者への支払を含め、補助事業が完了する予定日まで)」のことであり、「実施した補助事業」とは、この期間に行った事業であるとしている。

しかしながら、部は、表3のとおり、この定義を明確にしないまま、交付申請書上の「補助事業実施予定期間」の始期経過後に交付決定するなど、自らが定義する補助事業実施期間等の考え方を踏まえた事務処理となっており、補助対象事業者の適切な事業実施期間が確保できない状況となっている。

(イ) 部は、補助金交付申請書との関係書類として、補助対象備品の見積書・仕様明書を含めて、表2のHについては、これが添付されておらず、補助対象経費の金額・仕様の根拠がないものについて、交付決定している。

部は、補助対象事業者の適切な事業実施期間を確保するとともに、補助金の交付決定を適正に行いたい。

(都市整備局)

(表3) 交付申請書における補助事業実施予定期間と交付決定日との関係

補助対象事業者	交付申請書		交付決定日
	申請日	補助事業実施予定期間	
E	令和3.9.28	令和3.10.1～令和4.2.28	令和3.10.21
J	令和3.12.17	令和4.1.4～令和4.2.28	令和4.1.28
K	令和4.2.1	令和4.1.31～令和4.3.18	令和4.3.3

(注) 補助対象事業者は、表2の補助対象事業者を指す。

イ 額の確定を適正に行うべきもの

交付要綱第14条において、補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合であっても東京都の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書に関係書類を添付して提出し、事業の実績を報告しなければならないとされている。

また、交付要綱第15条では、実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及び当該交付決定に付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により補助対象事業者へ通知するとされている。

そこで、額の確定について見たところ、監査日(令和4年4月27日)現在、次のとおり、適正でない事例が認められた。

(ア) 表4のとおり、実績報告書の提出日及び実績報告書の「補助事業完了年月日(業者への支払を含め、補助事業が完了した日)」以前に検査を行い、額の確定を行っている。

(イ) 部は、実績報告書の関係書類として、領収書の写し又は振込明細書の写しを求めているが、表2のIについては、これが添付されておらず、補助対象経費の支払が確認できないものについて、額の確定を行っている。

部は、補助金の額の確定を適正に行いたい。

(都市整備局)

(表4) 実績報告書における補助事業完了年月日と額の確定日との関係

補助対象事業者	実績報告書		検査日	額の確定日
	補助事業完了年月日	提出日		
I	令和4.4.20	令和4.3.30	令和4.3.29	令和4.3.31
K	令和4.4.7	令和4.3.29	令和4.3.31	令和4.3.31

(注) 補助対象事業者は、表2の補助対象事業者を指す。

ウ 補助要件の確認に必要な根拠資料を渡し審査を適切に行うべきもの

交付要綱別表(表1参照)において、補助対象経費に含まれない費用として、「契約から支払までの一連の手続が補助事業実施期間内に行われていない経費」とあるが、部は、交付申請、実績報告の際に、当該事業実施に係る見積書、請求書、領収書等を徴しているものの、契約書等を徴していない。また、表5のとおり、見積書が前年度のものであっても、補助事業実施期間内に実施されたことを確認できる契約書等を徴することなく交付決定している。

このことについて、部は、補助対象事業者が補助対象事業の実施に当たって、契約によらず調達等を行っている場合があるためとしているが、監査日(令和4年4月27日)現在、その場合の調達等に係る一連の手続が補助事業実施期間内に行われたことを確認する書類を徴していない。

このように、要綱において、補助対象経費に含まれない費用を定めているものの、交付決定及び額の確定の審査に当たって、補助要件の確認に必要な根拠資料を徴していないことから、補助対象事業者が申請・報告した内容が、補助対象経費であるか確認していない状況となっており、適切でない。

部は、補助要件の確認に必要な根拠資料を渡し、審査を適切に行われたい。

(都市整備局)

(表5) 交付申請書における補助事業実施予定期間と交付決定日との関係

補助対象事業者	交付申請書		交付決定日
	申請日	補助事業実施予定期間	
C	令和3.5.20	令和3.9.1～令和4.1.30	令和2.8.26
		令和2.10.27	令和3.6.17

(注) 補助対象事業者は、表2の補助対象事業者を指す。

(歳入)

(2) 土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について

市街地整備部は、東京23区内で施行する土地区画整理事業における清算金(注)の徴収・交付事務等について、「土地区画整理清算金等清算金徴収交付事務取扱要領」(昭和32年2月26日、最終改正：令和3年7月12日。以下「事務取扱要領」という。)を定めている。また、年度ごとに「清算金徴収基本運営方針」を定めており、「令和3年度清算金徴収基本運営方針」(以下「徴収基本運営方針」という。)では、滞納整理について、

- ① 新規徴収開始地区において、滞納を発生させない・滞納額を増大させないために初期対応を迅速に行うこと
- ② 分納の履行管理を徹底し、納付がない場合は長期化しないよう迅速に対応すること
- ③ 納付がない事業の解消に向けて積極的かつ戦略的に取り組み、納付につなげていくことを重点的に取り組むこととされている。

この土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

(注) 従前の宅地とそれについて定められた換地との関係につき、換地相互間の不均衡を金銭で清算するもの。清算金の徴収・交付は、土地所有者及び借地権者等が対象となる。

ア 督促を適正に行うべきもの

事務取扱要領第23において、納期限経過後も清算金の納付がないときは、速やかに督促状を送付し、督促を行うこととされている。

また、徴収基本運営方針において、督促について、納期限から1か月を経過しても納付が確認できない場合は、速やかに督促状を交付することを原則とされている。

ところで、第一市街地整備事務所の滞納整理について見たところ、令和3年に徴収開始した瑞江駅西都地区の清算金について、各分割納付の納期限を経過しても納付がない案件に対して、次回納期限に合わせて催告書を送付しているが、督促状を交付していないことが認められた。

これは、所が、分割納付の納期限ごとに督促すると、時効管理が煩雑になることから、一定期間(徴回分)の分割納付債権をまとめて督促することによるものである。

しかしながら、納期限から1か月を経過しても納付が確認できない場合は、速やかに督促状を交付すべきところ、所は、監査日(令和4年4月14日)現在、納期限(第1回：令和3年1月20日、第2回：令和3年7月20日、第3回：令和4年1月20日)までに納付がない35名(合計1,161万9,151円)について、いずれの分割納付回においても、納期限から1か月を経過しているにもかかわらず、督促状を交付しておらず、適正でない。

事務取扱要領に基づき実施することはもとより、徴収基本運営方針にもあり、滞納整理は、履行管理の徹底と迅速な対応、とりわけ、新規案件については、迅速な初期対応が滞納発生、

滞納額増大の防止に有効であるため、これを行うことが肝要である。
所は、土地区画整理事業に伴う清算金に係る督促を適正に行われない。

(都市整備局)

イ 必要な情報を把握し効率的・効果的な債権管理を行うべきもの

事務取扱要領第20において、納期限を過ぎても清算金の納入が確認できない場合には、速やかに電話連絡等により納付状況の確認をし、未払の場合は速やかな納付を依頼し納付予定日を確認するとされ、連絡が取れない場合又は納付遅滞の説明がない場合は、納付義務者の調査を行い、督促又は繰上徴収等の手続に移行するとされている。

ところで、第一市街地整備事務所滞納整理について見たところ、篠崎東部地区、花畑北部地区の清算金について、長期滞納となっている納付義務者へ催告書の送付により納付を促すとともに、文書による連絡依頼や監戸による納付交渉を試みているが、納付義務者からの連絡がない又は不在のため、納付交渉を行っていない事例や、繰上徴収や滞納処分に当たっては、納付義務者と連絡が取れずから実施したいとして、これを行っていない事例が見受けられた。

また、所が、納付義務者の電話連絡先を把握していないため、所から納付義務者への連絡がとれず、電話連絡による交渉、監戸による交渉の予約を行っていない事例も見受けられた。

加えて、事務取扱要領第20に定める電話連絡等による納付状況の確認や納付依頼、納付予定日の確認を行っておらず、さらには、督促又は繰上徴収等の手続への移行を速やかに行っていない事例も見受けられた。

また、瑞江駅西部地区の清算金においても、前述アのとおり、次回納期限に合わせて催告書を送付しているが、納付義務者の電話連絡先を把握していないことから、電話連絡等による納付状況の確認や納付依頼、納付予定日の確認を行っていない事例が見受けられた。

このように、折衝等における基本的情報の一つである納付義務者の電話連絡先を把握していないことなどから、効率的・効果的な滞納整理が行われておらず、適正でない。

事務取扱要領において電話連絡による事務が想定されていること、また、新規徴収開始地区もあることから、滞納に至る以前の段階から、少なくとも電話連絡先等の必要な情報について把握し、納付確認をはじめとする事務取扱要領に定められた債権管理を適正かつ効率的・効果的に行えるようにする必要がある。

所は、必要な情報を把握し、適正かつ効率的・効果的な債権管理を行われない。
(都市整備局)

ウ 事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき進捗管理及び指導助言を適切に行うべきもの

清算金の債権管理を行う際の計画策定及び進捗管理に当たり、徴収基本運営方針では、

① 各事務所は、個別の案件ごとに、徴収額等の具体的数値により積極的な目標を設定し、徴収事務に臨む

② 各事務所は、自主的に設定した個別処理方針に基づき滞納整理を行い、毎月閉庁日5日までに前月の徴収・滞納状況を市街地整備部に報告する

③ 市街地整備部は、必要な進捗管理及び指導助言を随時行うとともに、各事務所に対するヒアリングを年2～3回程度行う

④ 各事務所は、四半期に1回又は適宜、滞納整理運営方針決定会議を開催し、清算金の滞納整理に関する進捗管理と検証評価を行う。滞納整理運営方針決定会議を開催した場合は、市街地整備部に議事録の写しを提出する
といった手順が示されている。

このように、市街地整備部は、前述ア及びアの事例について、所からの報告及びヒアリングにより把握していたにもかかわらず、督促状の発付など、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき、適正かつ効率的・効果的な債権管理を行うよう指導しておらず、適切でない。

加えて、進捗管理及び指導助言に当たっては、公平性確保の側面からも、適正かつ効率的・効果的な債権管理を行わせる必要がある。

部は、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき、進捗管理及び指導助言を適切に行われない。
(都市整備局)

(歳出)

(3) 単師契約工事について

市街地整備部は、局が施行する土地区画整理事業や再開発事業等の事業用地等の維持管理については、事業の進捗に合わせて関係権利者の生活に支障を及ぼさないよう努めているため、日常のきめ細やかな巡回、点検と維持工事が不可欠であるとしている。この維持工事は、総師契約工事では対応が困難な即時性を必要とする工事、小規模(点在性)な工事が多いことから、単師契約工事によって実施している。この単師契約工事については、「事業用地等維持管理(単師契約)実施要領」(以下「要領」という。)及び「事業用地等維持管理(単師契約)運用の手引き」(以下「手引」という。)により、事務処理方針を明確にし、工事の適正かつ迅速な施行を図っている。

また、部は、測量委託について、「測量委託(単師契約)の運用について(通知)」(以下「通知」という。)により、要領と手引を準用することとし、適正な執行を求めている。
要領や手引等の適用範囲等は、表6のとおりである。

そこで、単師契約工事がこれらの定めに基づき適正に行われているかについて見たところ、次

のとおり、改善を要する点が認められた。

(表6) 単価契約工事に係る定め

項番	名称	発行時期	適用範囲等
1	事業用地等維持管理（単価契約）実施要領	平成20年9月	市街地整備部が管理する事業用地等の維持管理に関する単価契約工事・委託
2	事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き	平成20年9月	市街地整備部が管理する事業用地維持管理（道路・橋梁等の公共施設及び事業用地）に関する単価契約工事・委託
3	測量委託（単価契約）の運用について（通知）	平成28.1.14	測量委託（単価契約）について、「要領」を準用すること、指示限度額、採用すべき諸経費率等を規定しているもの

ア 事業用地管理工事契約について

第一市街地整備事務所は、篠崎駅東部地区等の事業用地管理工事について、表7の契約により実施している。

(表7) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
篠江駅西部・篠崎駅東部地区事業用地管理工事（単価契約）	令和3.11.27～令和4.3.31	発注限度額 40,000,000	L

(ア) 総価契約により実施すべきもの

要領及び手引において、単価契約工事の適用範囲は、総価契約工事では対応が困難な即時性を必要とする維持工事、小規模（点在性）な維持工事を対象にするとされ、この条件に当てはまらない場合は、原則として総価契約工事により実施するとされている。また、1件の指示限度額は、400万円未満とされている。

第一市街地整備事務所は、将来管理者である江戸川区に引き継ぐ財産について、引継ぎに当たっての打合せ（令和3年7月8日実施）により、手直し工事が必要であることが判明したことから、表8のとおり、単価契約工事により実施している。この手直し工事は、あらかじめ施工箇所、工種、数量が判明していることから、1件の工事として総価契約により対応すべきものである。

しかしながら、所は、この手直し工事について、複数の指示に分割して単価契約工事により実施しており、適正でない。

所は、単価契約の条件に当たらない工事について、1件の工事請負契約として総価契約により実施されたい。

(都市整備局)

(表8) 江戸川区へ引き継ぐための手直し工事に係る指示

(単位：円)

指示番号	指示年月日	指示期限	施工箇所	指示内容	金額
篠-1	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	樹木ゾロツク補修	1,383,910
篠-2	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	舗装撤去、アイリード復旧	3,047,047
篠-3	令和3.12.6	令和4.2.17	篠崎駅東部地区	舗装撤去、アイリード復旧	3,310,250
篠-4	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	舗装撤去、アイリード復旧	2,646,627
篠-5	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	アイリード設置	2,628,000
篠-6	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	舗装撤去・復旧、境石設置	1,767,548
篠-7	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	アイリード設置	3,240,000
篠-8	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	カーブバイアジ設置、標識移設、欓蓋清掃	3,220,090
篠-9	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	擁石撤去、歩車道ゾロツク設置、30型舗装、勾配修正	1,232,393
篠-10	令和3.12.6	令和4.3.22	篠崎駅東部地区	歩車道ゾロツク設置、フレキヤスト設置、30型・60型舗装	448,175
合計					22,924,040

(イ) 単年度施工が困難な事案に係る適正かつ有効な対応を指導すべきもの

土地区画整理事業や再開発事業等においては、事業完了等に当たって、道路、植栽、街路灯、電線共同溝等の公共施設について、将来管理者への引継ぎが行われ、この際に、前述(ア)の事例のような手直し工事が必要となることが、今後も見込まれる。

都では、表9の予算に係る通知等により、事業執行の迅速化、施工時期等の平準化や工期12か月未満の債務負担行為(注)及び繰越明許費の効果的な活用を図ることなどが求められている。

市街地整備部は、令和2年2月の事業執行説明会において、表10のとおり、予算作成時に債務負担行為を検討するなど適正な工期を確保し、年間の業務平準化を進めながら予定された工事等を確実に執行するよう指導を行っているとしている。

第一市街地整備事務所は、前述(ア)の事例について、適正工期の確保等や、工期が短いことによる契約不調を回避するため、総価契約工事による年度内での完了は困難であるとしている。仮に、総価契約とした場合は、令和4年1月中旬契約となり、年度末までに完了するための工期が確保できないとしている。また、引継日（令和4年3月31日）に引継ぎができなかった場合、次年度に年間1,500万円程度の維持管理費用が別途発生するとしている。

これは、所が、総価契約工事で対応することを前提とした引継日間の交渉や、単年度施工が困難な状況を考慮した調整を行っていないことによるものであり、事業執行の迅速化や工期12か月未満の債務負担行為及び繰越制度の活用を検討や取組がなされているとはいえない。

また、前述(ア)の事例について、単価契約工事と総価契約工事とで発注する場合の設計額を比較すると、表11のとおり、単価契約工事が総価契約工事より、622万9,098円（監査事務局試算）割合となる。

こうした状況においては、部は、所の取組状況を踏まえ、公共施設の将来管理者への引継ぎに係る工事等の単年度施工が困難な事案について、単価契約工事の濫用防止及び維持管理経費の増大防止の側面のみならず、事業執行の迅速化及び施工時期の平準化の側面からも、引継時期の調整や、債務負担行為及び繰越制度の一層の活用を図ることによる適切な工期の設定など、適正かつ有効な対応を検討し、所を指導する必要がある。

部は、単年度施工が困難な事案について、適正かつ有効な対応を検討し、所を指導されたい。
(都市整備局)

(注) 複数年度にわたる契約を締結必要がある場合などに、将来の支出予定額の限度をあらかじめ予算の中で定めておくもの

(表9) 予算に係る通知等

通知等の名称	発出時期	内容 (抜粋)
令和3年度予算の執行について (依命通達)	令和3.4.1	第2 歳出について 3 投資的経費については、(中略) 執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と施工時期等の平準化など計画的な事業執行に努めること。
令和4年度予算第一次経費の見積書の作成について (依頼)	令和3.8.12	第1 全般的事項 10 (船) なお、公共工事に係る設計及び工事の見積りに当たっては、発注量の平準化等の観点から、必要に応じて、(中略) 工期12か月未満の債務負担行為及び繰越明許費の効果的な活用を図ること。
令和4年度予算第二次経費の見積書の作成について (依頼)	令和3.9.17	第1 全般的事項 11 (船) なお、公共工事に係る設計及び工事の見積りに当たっては、発注量の平準化等の観点から、必要に応じて、(中略) 工期12か月未満の債務負担行為及び繰越明許費の効果的な活用を図ること。
工事等の一層の品質確保に向けた工期及び納期の設定について (通知)	令和4.4.1	(略) こうした状況を改善するため、債務負担行為や繰越制度の一層の活用により、発注時期のみならず、工期等の平準化を積極的に図る必要があります。
令和4年度東京都予算案の概要	令和4年1月	<施策効果の早期発現に向けた事業執行の迅速化> ・令和4年度予算では、事業効果をできる限り早期に都民に還元する観点から、事業計画やスケジュールの加速化を追求するとともに、必要に応じて債務負担行為なども積極的に活用します。

(表10) 事業執行説明会資料 (抜粋)

工事調整担当
令和2年度における事業の執行に当たり、技術管理・安全管理の観点から以下の点に留意して予算の執行をお願いします。 <技術管理面からの工事等の確実な執行> ・ 予算作成時に、債務負担行為を検討するなど、適正な工期を確保し、年間の業務平準化を進めながら予定された工事等を確実に執行する。

(表11) 単価契約工事と総価契約工事とで差注する場合の設計額の比較 (単位: 円)

区分	計算式	金額
単価契約工事	指示10件の設計額 (注1)	29,537,098
総価契約工事	設計額 (注2)	23,308,000
差額	③ = ① - ②	6,229,098

(注1) 表7の契約において、表8の指示10件を設計額 (起工時単価) にて計算した額である。

(注2) 積算基準に基づき、計算した額である。

イ 用地管理委託について

市街地整備部は、児童会館跡地及び都営住宅跡地の用地管理について、表12の契約により実施している。これらの契約における指示等の手続は、要領及び手引の手順を準用している。

要領及び手引では、指示の手順を次のとおりとしている。

- a 部は、受託者に対し、指示内容 (指示箇所、指示概要、指示期限等) を示す。
- b 受託者は、「施工内容確認申請書」(工種、数量、金額、図面、設計書等の施工内容) を作成し、部に提出する。

- o 部は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を精査し、指示決定を行い、「指示書」により受託者へ指示内容を通知する。

(表12) 契約の概要

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	令和3年度児童会館跡地用地管理委託 (単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	1,306,789	M
2	令和3年度都営高砂アースポート跡地用地管理委託 (単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	3,366,550	N

(単位: 円)

(ア) 指示決定を適正に行うべきもの

市街地整備部は、表13のとおり指示を行っているが、この指示等の手続について見たところ、全指示において、受託者に対し指示書により通知を行っているものの、その前提となる指示決定が行われたか確認できない状況であることが認められた。

このことについて、部は、公印省略の流れに沿い、決裁押印することにより行っていた従前の指示決定の処理方法について、口頭で行えるものと判断し、口頭により指示決定を行っていたとしている。

しかしながら、指示書的前提となる指示決定について、書面等により確認できる状況となっており、適正でない。

部は、指示決定を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表13) 表12の契約の指示

(単位：円)

契約	指示番号	指示日	指示期限	指示内容	指示金額
1	1	令和3.4.14	令和3.4.23	巡回調査	25,000
	2	令和3.4.16	令和3.5.6	巡回調査	25,000
	3	令和3.5.6	令和3.5.17	巡回調査	25,000
	4	令和3.5.13	令和3.5.31	巡回調査	25,000
	5	令和3.5.25	令和3.6.14	巡回調査	25,000
	6	令和3.6.10	令和3.6.28	巡回調査	25,000
	7	令和3.6.28	令和3.7.19	巡回調査・草刈・処分	53,725
	8	令和3.7.15	令和3.8.2	巡回調査	25,000
	9	令和3.7.29	令和3.8.18	巡回調査	25,000
	10	令和3.8.16	令和3.8.30	巡回調査	25,000
	11	令和3.8.26	令和3.9.13	巡回調査	25,000
	12	令和3.9.10	令和3.9.28	巡回調査	25,000
	13	令和3.9.24	令和3.10.18	巡回調査	25,000
	14	令和3.10.13	令和3.11.1	巡回調査	25,000
	15	令和3.10.28	令和3.11.15	巡回調査	25,000
	16	令和3.11.12	令和3.12.3	巡回調査・仮囲い・補修工	31,200
	17	令和3.12.1	令和3.12.13	巡回調査	25,000
	18	令和3.12.10	令和4.1.5	巡回調査	25,000
	19	令和4.1.4	令和4.1.14	巡回調査	25,000
	20	令和4.1.12	令和4.1.27	巡回調査	25,000
	21	令和4.1.25	令和4.2.14	巡回調査	25,000
	22	令和4.2.9	令和4.3.1	巡回調査	25,000
	23	令和4.2.25	令和4.3.8	巡回調査	25,000
	24	令和4.3.4	令和4.3.15	巡回調査	25,000
2	1	令和3.6.21	令和3.7.9	草刈	1,120,700
	2	令和3.10.8	令和3.10.12	巡回調査	1,000
	3	令和3.10.15	令和3.10.22	草刈	67,780
	4	令和4.2.28	令和4.3.15	草刈	1,120,700
	5	令和4.3.17	令和4.3.17	巡回調査	1,000

(注) 契約の項番は、表12の項番を指す。

(イ) 履行確認を適正に行うべきもの

市街地整備部は、都営住宅跡地の草刈作業について、表12の項番2の契約により実施している。

そこで、指示書どおりに作業が実施されているか確認したところ、表14のとおり、草の処分費について、指示書の内容と完了届の内容に相違があることが認められた。

このことについて、部は、指示の段階では処分量が不明であるため、概算で指示を行い、草刈作業終了後に廃棄物処理施設に持ち込み、計量された伝票の処分量と完了届の処分量が一致していることを確認したとしている。

単価契約においては、指示書をもって委託内容を示して実施されていることから、履行された完了届の内容について、指示書に基づき履行確認を行うこととなる。また、委託内容に変更が生じる場合は、指示書を変更し、これに基づき履行確認を行うこととなる。本件においても、この指示変更の手続きを行うなどにより、指示書に基づく履行の担保・確認を行う必要がある。

しかしながら、部は、この指示変更の手続きを行っておらず、指示書の数量と完了届の数量が相違しているにもかかわらず、検査を合格としており、適正でない。

部は、履行確認を適正に行われない。

(都市整備局)

(表14) 草刈作業に係る指示書と完了届の相違状況

(単位：円)

指示番号	指示書 (A)		完了届 (B)		AとBの差額 (B-A)
	工種内容	金額	工種内容	金額	
1	草刈工 26,476㎡ (機械、集草運搬含)	1,059,040	草刈工 26,476㎡ (機械、集草運搬含)	1,059,040	0
	草刈工 488㎡ (人力、集草運搬含)	58,560	草刈工 488㎡ (人力、集草運搬含)	58,560	0
	計	3,100	草 (処分費) 4,410kg	68,355	65,255
3	草刈工 539㎡ (人力、集草運搬含)	64,680	草刈工 539㎡ (人力、集草運搬含)	64,680	0
	草 (処分費) 200kg	3,100	草 (処分費) 580kg	8,990	5,890
	計	67,780	計	73,670	5,890
4	草刈工 26,476㎡ (機械、集草運搬含)	1,059,040	草刈工 26,476㎡ (機械、集草運搬含)	1,059,040	0
	草刈工 488㎡ (人力、集草運搬含)	58,560	草刈工 488㎡ (人力、集草運搬含)	58,560	0
	草 (処分費) 200kg	3,100	草 (処分費) 2,250kg	34,875	31,775
計	1,120,700	計	1,152,475	31,775	

ウ 測量委託について
第一市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、表15の契約により実施している。

(表15) 契約の概要 (単位：円)

項目	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
1	補助第120号線(鏡ヶ淵地区)及び墨田五丁目代善地用地補足測量(単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	5,539,000	〇
2	環状第4号線(高輪地区)用地補足測量(単価契約)	令和3.4.1~令和4.3.31	2,041,181	P

(ア) 指示を適正に行うべきもの
単価契約における指示は、受託者に対して指示書をもって委託内容を示して実施させることであり、また、起工と契約を併せ持つ行為であることから、適正に行う必要がある。そこで、表15の契約の指示について見たところ、表16のとおり、指示書に添付すべき施工内容の資料(作業に係る数量の根拠を示した図面)に不備があるなど、指示が適正でない事例が認められた。
所は、測量委託に係る指示を適正に行わたい。

(表16) 不適正事例 (単位：円)

契約番号	指示日	指示期限	指示内容	指示金額	問題点
1	3	令和3.5.27	4級基準点測量 公示用図書の作成	1,623,686	指示書に添付された数量根拠図が、指示日以後の田出張所が実行した図面となっている。
		令和3.8.20	土地の登記記録調査 建築物の登記記録調査 用地境界仮抗設置		
2	5	令和3.9.1	境界確認 用地境界仮抗設置	317,906	指示書に添付された現況測量平面図作成の成果品(令和3.9.23作成の現況測量平面図)となっている。
		令和3.10.29	現況測量平面図作成		

(注) 契約の項番は、表15の項番を指す。

(イ) 総価契約により実施すべきもの

要領及び手引において、単価契約工事の適用範囲は、総価契約工事では対応が困難な即時性を必要とする維持工事、小規模(点在性)な維持工事を対象にするとされ、この条件に当てはまらない場合は、原則として総価契約工事により実施するとされている。
また、通知において、単価契約による測量委託の1件当たりの指示限度額は、100万円とするとされている。これは、単価契約による測量委託の委託料の積算に用いる諸経費率について、測量作業費が100万円となる場合の率を、積算基準の諸経費算出式より求めて用いることによるものである。

しかしながら、契約1の指示番号3については、表17のとおり、100万円を超える指示となっており、適正でない。

所は、道路区域の変更に必要な測量等(工種番号28及び工種番号37)が発生したことから、この2工種について総価契約と現単価契約の委託価格の比較(表18参照)を行い、現単価契約の方が下回っていたため、現単価契約で実施することとし、他の工種と合わせて指示したとしている。

しかしながら、表18の比較は、総価契約は設計額であり、現単価契約は落札後の契約額であることから、比較対象が異なっており、合理的な比較となっていない。合理的な比較が可能となる設計額で比較すると、表19のとおり、単価契約が総価契約より、5万1,410円(監査事務局試算)割高となる。

また、工種番号28及び工種番号37の2工種のみでも、100万円を超えていること、さらには、あらかじめ実施箇所、工種、数量が判明していることから、1件の総価契約により対応すべきものである。
所は、単価契約の条件に当てはまらない事案について、総価契約により実施されたい。

(都市整備局)

(表17) 契約1の指示番号3の内訳

(単位：円)

工種番号	工種内容	数量	単位	単価	金額
5	土地の登記記録調査(用地測量)	0.800	千㎡	14,460	11,568
6	建築物の登記記録調査(用地測量)	3	戸	1,912	5,736
15	用地境界仮抗設置(用地測量)	0.860	千㎡	34,030	29,265
19	用地表測図原図作成(用地測量)	0.030	千㎡	32,420	972
28	4級基準点測量	7	点	147,300	1,031,100
34	打合せ(中間打合せのみ)	1	業務	60,080	60,080
37	公示用図書の作成	1	件	484,965	484,965
合計					1,623,686

(表18) 第一市街地整備事務所が行ったとする比較

(単位：円)

工種	数量	<試算>総価契約		<現契約>単価契約	
		単価	金額	単価	金額
4級基準点測量	7	85,611	599,277	148,893	1,042,251
公示用図書作成	1	336,964	336,964	492,223	492,223
諸経費			797,759	—	—
委託価格計			1,734,000		1,534,474

(注) 単価契約の単価は諸経費込みである。

(表19) 単価契約と総価契約とで発注する場合の設計額の比較

(単位：円)

区分	計算式		金額
	単価契約	設計額 (注2)	
指示3のうち2工種の設計額 (注1)	①		1,785,410
設計額 (注2)		②	1,734,000
差額		③ = ① - ②	51,410

(注1) 表15の項番1の単価契約において、表16の指示番号3のうち、工種番号28、37について、設計額(起工時単価)にて計算した額である。

(注2) 積算基準に基づき、計算した額である。

(歳出)
(4) 泉岳寺駅地区埋蔵文化財発掘調査負担金に係る資金交付を適正に行うべきもの
市街地整備強は、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について、

表20のとおり、東京都教育委員会教育長及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(以下「財団」という。)と協定を締結し、発掘調査の費用について、財団に対し、概算により資金交付することとしている。

ところで、概算は、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便宜を与えるものであるから、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめなければならないとともに、経済性・有効性の観点からも、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。

そこで、発掘調査費用の概算による資金交付について見たところ、部は、表21のとおり、令和4年3月22日付けの財団からの請求書に基づき、同月23日に、請求書の金額3,887万4,000円について、同月30日を支払期限とする支出決定を行い(同月28日支出)、同月31日付けの財団からの精算書に基づき、同年4月4日に交付額と精算額の差額1,303万5,000円の戻入を求める決定を行っている。

これは、部が、協定書と併りに概算をする必要があり、資金計画書と併りの請求書として、事業実施終了間際に、資金計画書と併りの金額を概算により交付したことによるものであり、

適正でない。

請求時期や支払時期等を考慮すると、精算額の見込み額を確認し、その額による請求や資金交付、あるいは実績による(精算額確定後の)既済払への変更などの確認・調整を行うなどして、適時適切な資金交付を行う必要がある。

部は、泉岳寺駅地区埋蔵文化財発掘調査負担金に係る資金交付を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表20) 協定締結の状況

(単位：円)

項番	協定名	締結日	概算費用
1	泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する協定書	令和3.9.29	1,401,246,000
2	令和3年度泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する細目協定書	令和3.10.12	38,874,000

(表21) 資金交付等の状況

(単位：円)

資金交付等に係る経緯	年月日	支払予定時期	金額
財団から資金計画書提出	令和3.10.12	令和4年1月	38,874,000
財団から資金計画書(第1回変更)提出	令和4.1.14	令和4年3月	38,874,000
財団から請求書提出	令和4.3.22	—	38,874,000
部による支出決定	令和4.3.23	令和4.3.30期限	38,874,000
財団への支出	令和4.3.28	—	38,874,000
財団から精算書提出	令和4.3.31	—	25,839,000
部による額の確定	令和4.3.31	—	25,839,000
部による概算払と精算額との差額の歳入調定	令和4.4.4	—	13,035,000
財団からの戻入	令和4.4.26	—	13,035,000

住宅政策本部

1 指節事項
(繰出)

(1) 単価契約の予定数量を適切に算出すべきもの

民間住宅部は、表1のとおり、住宅の情報をホームページ住宅情報提供システム(注)へ登録する事務の代行を希望する事業者のため、受付・入力業務を委託しており、その内容は、固定的な業務(チラシの作成等)及び単価による業務(登録内容の確認、代行人力等)となっている。

ところで、単価による業務については、予定数量が推定総金額に反映されるものであるから、予定数量はできるだけ現実に即した数量となるよう見積もる必要がある。

そこで、予定数量について確認したところ、表2のとおり、令和2年度の都全体における中小事業者自身による登録戸数等を、代行を希望する事業者による予定登録戸数として2,500戸と見積もっていたが、実績は表3のとおり6戸であった。

支払実績を見ると、表3のとおり、推定総金額の約10分の1となっており、応札者が期待した金額からは相当にかい離していることから、予定数量の見込みが適切でない。部は、予定数量について、実績を勘案し適切に算出されたい。

(住宅政策本部)

(注) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、高齢者や身体に障害がある方の入居を拒まない賃貸住宅を登録する国土交通省所管のシステム

(表1) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額 (推定総金額)
東京都におけるホームページ住宅(東京ささエール住宅)の登録支援に係る業務委託(単価契約)	令和3.9.7~令和4.2.25	5,208,610

(単位:円)

(表2) 予定数量

項目	業務内容	単価(円)	件数	金額(円)
1 受付・確認業務	事業者アカウント情報の取得	2,400	277	664,800
	住棟情報等	2,100	277	581,700
	追加住戸情報	1,000	277	277,000
2 入力業務	事業者アカウント情報の取得	800	277	221,600
	住棟情報等	1,000	2,500	2,500,000
3 パソコンレンタル代	住戸情報	100,000	—	100,000
	チラシ印刷	—	—	330,000
4 広報事業	—	—	—	60,000
5 打合せ	—	—	—	—
予定推定総金額(税抜)				4,735,100
消費税及び地方消費税額				473,510
予定推定総金額(税込)				5,208,610

(表3) 支払実績

項目	業務内容	単価(円)	件数	金額(円)
1 受付・確認業務	事業者アカウント情報の取得	2,400	4	9,600
	住棟情報等	2,100	6	12,600
	住戸情報	1,000	0	0
	追加住戸情報	1,000	0	0
2 入力業務	事業者アカウント情報の取得	800	4	3,200
	住棟情報等	1,000	6	6,000
3 パソコンレンタル代	住戸情報	100,000	—	100,000
	チラシ印刷	—	—	330,000
4 広報事業	—	—	—	60,000
5 打合せ	—	—	—	—
支払額(税抜)				521,400
消費税及び地方消費税額				52,140
支払額(税込)				573,540